

審 議 会 等 の 会 議 結 果 報 告 書

課所名

市民課

会 議 名 令和7年度1回諏訪市国民健康保険運営協議会

開催日時 令和7年 8月 27 日(水) 13 時 30 分 から 13 時 50 分まで

出 席 者

委員等:河西秀樹会長、長林みどり副会長、小口和子委員、山岸節子委員、松木博美委員、高林康樹委員、正田行穂委員、福田和博委員、宮阪亜由美委員、
麦嶋俊彦委員、山崎利幸委員
諏訪市:金子ゆかり市長、大館弘子市民環境部長、後藤浩美市民課長、内田敏寛国保医療係長、橋爪蓉子国保医療係主査、小口直子健康支援係長、大河原とおみ健康支援係主査

資 料

諏訪市国民健康保険令和 6 年度決算状況概要 他

協議議題(内容)及び会議結果(要旨)

1. 開会

【市民課長】

これより、第 1 回諏訪市国民健康保険運営協議会を開会する。

2. 任命書交付

【市民課長】

始めに市長より委員任命書を交付させていただく。

－任命書交付－

3. 市長挨拶

【市長】

皆さんこんにちは。

国民健康保険の事業は誰もが、安心して医療にかかれる仕組みであり、行政がこの事務局を担当している保険として、非常に大事な役割を担っている。国民健康保険の加入者は、最近高齢化している。また、後期高齢者医療保険の発足、様々な社会的な変化によって、改革が重ねられてきている中にあり、国保税の算出根拠は、4指標から3指標に統一をされた。資産割がなくなり、3年経つという変化もある。その中で、マネジメントがしっかりといくことにより、加入者が医療に安心してかかれることを担保していることになる。

長い国民皆健康保険の歴史の中では、時には、保険料の値上げで切り盛りをしてきたこともある。あるいは、その値上げを持っている資産でカバーをすることにより、負担を減らした。そうしたことを行ってきた大切な国保運営に関する協議会で、それぞれの立場で、専門的知見をお持ちの皆さんに集まっていたいき、協議をいただいてきた。大事な会であり、皆様のお力をお貸しいただき、忌憚のない声を交換していただいて、よりよい判断を目指して作っていきたい。

<市長退室>

4. 自己紹介

ー自己紹介ー

5. 協議会成立宣言

【市民課長】

次に協議会成立宣言。協議会規則第6条の規定により、各代表1名以上を含む過半数出席のため、本協議会は成立することを宣言する。

6. 正副会長選出

【市民課長】

正副会長の選出は、協議会規則第3条の規定により、公益代表の委員の中から選挙により選出となっている。事務局の腹案をお示しの上、選挙に代えさせていただきたいが、いかがか。

ー異議なしー

事務局からの腹案では、会長には河西秀樹委員、副会長には長林みどり委員をお願いしたい。同意いただけるようであれば、挙手をお願いしたい。

ー全員挙手ー

委員の皆様の同意が得られたので、会長には河西委員、副会長には長林委員が決定した。

7. 会長挨拶

【会長】

ただいま、皆様にご同意いただき、会長を仰せつかることとなった。大役だが、副会長、各委員の皆様のご協力をよろしくお願いしたい。

【市民課長】

続いて、国保運営協議会の所管事務の説明をさせていただく。

所管事務は、協議会規則第4条により定められている。例年は、本市の国民健康保険特別会計の予算・決算等について審議をいただいておりますが、例えば、国保税率の改定などは、(2) 国保税賦課の方法に関する事項に当たるので、ご審議をいただき、答申を行っていただくこともある。

ここからは、河西会長に以降の進行をお願いしたい。

8. 会議録署名委員の指名

【会長】

それでは、式次第の6、会議録署名委員の指名。国保運営協議会規則第9条の規定により、会議録署名委員に小口委員、山岸委員を指名する。続いて議事に入る。

9. 議 事

【会長】

令和6年度国民健康保険特別会計決算について、事務局より説明。

・令和6年度国民健康保険特別会計決算について(事務局より説明)

【会長】

それでは質疑に入る。質問、意見等はあるか。特にないようなので、質疑は終了する。
以上で、議事終了とする。次第 10、その他事項は、事務局に戻す。

10. その他

【市民課長】

それでは次第 10 その他について、健康推進課より説明する。

・データヘルス計画及び保健事業について(健康推進課より説明)

【市民課長】

ただいまの説明について、質問等はあるか。その他は以上となる。この際、委員の皆様から何かあるか。

国民健康保険の制度は、大変複雑な制度であるので、不明な点があれば事務局までお問い合わせいただきたい。以上をもって、第 1 回諏訪市国民健康保険運営協議会を閉会とする。